

スイッチング 支援システム 取扱マニュアル

目次

<<需要者情報変更>>

1	需要者情報変更について	
(1)	需要者情報変更の定義	1
(2)	需要者情報変更申込の流れ	2
2	需要者情報変更申込画面について	3~16
(1)	供給地点の特定方法について	3~4
(2)	供給地点設備情報照会画面での確認事項について	5
(3)	「需要者情報変更申込入力」画面について	6~11
(4)	需要者情報変更申込の「入力確認」画面について	12~14
(5)	需要者情報変更申込の「申込受付完了」画面について	15~16
3	需要者情報変更申込の受付工程の確認方法について	17~19
(1)	対象の検索方法	17~18
(2)	需要者情報変更申込済分の受付工程について	19

1 需要者情報変更について

(1) 需要者情報変更の定義

小売電気事業者が契約している需要者の名義や連絡先等に変更が発生した場合、スイッチング支援システムを通じて、そのエリアの一般送配電事業者が必要者情報変更を行う必要があります。

変更申込が可能な需要者情報の項目は以下のとおりです。各項目の説明については、P5を参照してください。

分類	項目	事例
需要者情報	需要者名（カナ・漢字）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 需要者名を第三者の名義に変更する場合 ・ 改姓、改名等で需要者の名義が変更となった場合 ・ 需要者申出により、登録されている需要者名に誤字がある等の事象を把握した場合
	需要者電話番号（１）・（２）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 需要者申出により、登録されている電話番号に誤りや変更がある等の事象を把握した場合
	供給地点情報（郵便番号・住所・建物名）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 需要者申出から、登録されている供給地点住所に誤字がある、建物名称が変更になった等の事象を把握した場合
ご連絡先情報	ご連絡先氏名（カナ・漢字）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 需要者申出により、登録されている項目に誤りや変更がある等の事象を把握した場合
	ご連絡先電話番号	
	ご連絡先住所（郵便番号・住所）	

ご注意事項！

- 一般送配電事業者が託送供給等約款上の規定を遂行する際の妨げとなる虞があるため、**需要者情報やご連絡先情報に変更となった場合には、必ず一般送配電事業者へ申し出てください。**
- また、需要者の変更等に伴い、その前後で託送料金を分けて確定したい場合には、廃止・再点を同一日付でお申込ください。
- なお、需要者名義を変更した場合、変更前の需要者についてのご使用量の照会はできませんので、予めご了承願います。（※詳しくは、「使用量照会」の章をご確認ください。）
- Bルートを使用されている需要者の需要者情報やご連絡先を変更される場合は、スイッチング支援システムの需要者情報変更により申し込んだうえで、各エリアの一般送配電事業者に追加に必要な手続きについてお問い合わせください。（※Bルート通信方式の確認方法は、SWマニュアル（設備情報照会）「Bルート通信方式」をご確認ください。）
- 北海道は「再点・スイッチングの処理完了の翌日」、東北は「廃止から再点までの期間が短い場合、検針日の5日程度後」、東京は「再点・スイッチングの処理完了後、送配電側でエラーが発生した場合は、人手による処理を行うため、エラー発生日から2営業日後」に需要者情報の変更が可能となります。